

小林市 放課後児童クラブのご案内

小林市健康福祉部こども課

小林市細野 300 番地

電話：0984-23-1278 FAX：0984-24-5063

令和6年度版

放課後児童クラブについて

1 児童クラブとは

児童クラブは、保護者が就労や就学、病気、家族の介護等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的としています。

2 対象児童

小林市内の小学校に通学している1年生から6年生までの児童

3 開設時間

- ◆平日（学校のある日）・・・・・・・・・・ 下校時から午後6時まで
- ◆土曜日、長期休業期間、学校行事の振替休日・・・・ 午前8時から午後6時まで

4 休業日

- ◆日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ◆年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ※その他、台風等の災害や、感染症の集団感染等により、休業することがあります。

5 各利用料について

利用日数にかかわらず、児童1人につき下記のとおりとします。

- ◆保護者負担金：毎月3,000円
- ◆保護者会費：毎月2,000円程度（おやつ代等）
- ◆傷害保険料：年額1,500円程度

※保護者負担金を除く料金（保護者会費、傷害保険料など）については、各放課後児童クラブによって異なります。送迎を実施しているクラブを利用される場合は、別途送迎代がかかる場合があります。詳細は、裏面「放課後児童クラブ一覧表」をご覧ください。

※保護者負担金の減免制度対象者・・・「①生活保護を受けている・②児童扶養手当の受給を受給している・③市教育委員会から就学援助を受けている」のいずれかに該当する方。
（事前に減免申請書を提出いただき、審査を行った上で減免の可否を判断します。ご希望の方は、保護者負担金の減免申請書をご提出ください。）

6 提出書類

下記を一式揃えてご提出ください。※④は該当者のみ提出

- | | | |
|-----------------------------|---|---|
| ①放課後児童クラブ入会申請書（兼登録児童台帳） | } | ※児童1人につき1枚 |
| ②誓約書 | | |
| ③各種証明書及び申立書 | } | ※保護者1人につき、いずれか1枚を提出
兄弟姉妹で入会を希望される場合、各所証明書及び申立書は一通で構いません。 |
| ・就労証明書兼自営業申立書 | | |
| ・求職活動申立書（※添付書類あり） | | |
| ・入会要件申立書（※添付書類あり） | | |
| ④小林市放課後児童健全育成事業等保護者負担金減免申請書 | | ※該当者のみ |

※申請書類がそろい次第、入会審査を行います。①～③の書類がそろっていない場合は受け付けができませんので、ご注意ください。

※①～④の申請書等は、各放課後児童クラブ、本庁こども課及び野尻庁舎住民生活課の窓口で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

※新設予定の「こばかん児童クラブ」に申請書を提出する場合、小林看護医療専門学校へ直接提出してください。

7 受付期間について

<令和6年度入会申請一斉受付について>

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの入会申請について下記のとおり一斉受付を行います。

●受付期間：令和6年1月22日（月）から2月9日（金）まで（日曜を除く。）

●提出場所：第1希望の放課後児童クラブ

※申請は年度毎に行う必要がありますので、現在入会中の方も申請が必要です。令和6年4月からの利用は審査によって決定しますので、ご了承ください。

<上記以外（年度途中）の入会申請受付について>

上記の受付期間以外で入会申請を希望される方は、下記のとおり受付を行っております。入会決定については、申請内容及びクラブの状況等を踏まえて判断する必要がありますのでご了承ください。

●受付期間：入会希望日の約2週間前から

●提出場所：小林市役所 こども課（本庁 1階）

8 入会審査について

◆申請者数がクラブの定員を超えている場合、審査結果・児童クラブの状況等を総合的に判断のうえ、入会者を決定します。審査結果は、「入会決定」または「入会待機」のいずれかになります。結果の通知は、全て文書にて行います。※審査結果の発送予定日は、3月上旬頃です。

◆第1希望での審査において入会ができなかった場合は、自動的に第2・3希望への入会審査となります。

◆入会審査では、児童の学年も審査対象となります。そのため、弟妹だけが入会決定し、兄姉が入会待機となることがあります。（希望がない限り、別々のクラブへ入会することはありません。）

◆入会待機となった方については、児童クラブの定員に空きが生じましたら、順に入会のご案内をいたします。案内の順番は、待機されている方の中から入会審査を再度行い、決定します。

7 退会・休会

児童クラブを退会、一時的に利用の休止をしたいときは、事前に退会届、休会届の提出が必要となります。退会や休会が認められた場合には、在籍日数に応じて保護者負担金を減額します。

負担金の計算については、在籍日数が月の3分の1未満は1,000円、3分の1以上3分の2未満は2,000円、3分の2以上は3,000円となります。※日割りは行っておりません。

なお、休会が認められる期間は、おおむね1か月です。

8 入会解除・入会決定取り消し・入会審査保留 重要

次のような場合は、入会を解除、入会決定の取り消し又は入会審査を保留とすることがありますので、ご了承ください。

- ・保護者負担金を滞納している場合
- ・各種証明書及び申立書の期限がきたまま更新分の書類の提出がない場合
- ・児童クラブの指示に従わない場合
- ・無断で長期間の欠席があった場合
- ・育児休業や退職等により保護者が児童の面倒を見ることができるようになった場合

放課後児童クラブ一覧表（小林地区：14クラブ 野尻地区：5クラブ）

施設の見学や送迎については、直接、児童クラブへお問い合わせください。

(※)…令和6年4月1日 新規開設予定

放課後児童クラブ名	場所	連絡先	募集人数	送迎
小林小放課後児童クラブ	小林小学校敷地内専用施設	23-5083	40名	
南小放課後児童クラブ	南保育園内	22-6221	20名	
細野小放課後児童クラブ	細野小学校余裕教室	23-7234	56名	
こばと放課後児童クラブ	認定こども園こばと保育園内	22-6692	35名	● 条件付き
三松小放課後児童クラブ	三松小学校敷地内専用施設	23-8731	40名	
野尻放課後児童クラブ	野尻小学校前専用施設	44-3636	25名	
東方放課後児童クラブ	東方保育園内	22-3761	25名	
西小林放課後児童クラブ	認定こども園西小林保育園内	27-1647	25名	
紙屋小放課後児童クラブ	紙屋小学校余裕教室	46-1888	20名	
栗須小放課後児童クラブ	栗須小学校余裕教室	44-3385	25名	
三松小第2放課後児童クラブ	三松公民館（認定こども園みまつ隣）	23-8733	40名	
緑ヶ丘放課後児童クラブ	市役所第4別館隣	22-3316	40名	
大塚原放課後児童クラブ	大塚原認定こども園内	44-0700	25名	●
キッズサポートルーム HUG 通り町	民家【小林市細野 1616 番地 2】	080-4699-7144	20名	
三松小第3放課後児童クラブ	農村環境改善センター研修室	23-0755	20名	
キッズサポートルーム HUG 上ノ馬場	二口小児科医院跡【小林市真方 212】	080-9106-7767	40名	● 条件付き
みまつ放課後児童クラブ	認定こども園みまつ内	22-4446	40名	
野尻保育園放課後児童クラブ	野尻保育園内	44-1138	10名	
こばかん児童クラブ (※)	小林看護医療専門学校内	27-3010	40名	●

【提出書類確認表】

- 入会申請書 ※児童1人につき1枚
- 誓約書 ※児童1人につき1枚
- 各種証明書及び申立書 ※保護者1人につきいずれか1枚
 - ・就労証明書兼自営業申立書
 - ・求職活動申立書（添付書類が必須）
 - ・入会要件申立書（添付書類が必須）
- 小林市放課後児童健全育成事業等保護者負担金減免申請書 ※該当者のみ

～よくある質問と回答（FAQ）～

入会申込について

Q1. 市外に住んでいますが、入会できますか。

A1. 市外在住であっても、市内の小学校に通学している児童であれば、入会することができます。

Q2. 郵送での申請はできますか。

A2. 可能です。ただし、年度当初からの利用予定の場合は、できる限り受付期間内に市役所に届くように提出してください。

入会選考について

Q3. 入会決定は先着順ですか。

A3. 先着順ではなく、選考にて入会者を決定します。

定員を超える申請がある場合、児童の学年や保護者の就労状況、家庭の状況などを考慮して入会児童を決定します。

児童クラブの申込について

Q4. 長期休業中のみの利用はできますか。

A4. 入会を希望する児童クラブの定員に空きがある場合、利用することができます。希望のクラブが受入上限人数を満たしており入会できない場合は、空きのある他のクラブへ入会することも可能です。（校区外も可。）

Q5. 働いていなくても、児童クラブの利用はできますか。

A5. 就労以外にも求職活動や保護者の疾病や障がい、就学、家族の看護・介護などを理由に利用ができます。ただし、申込理由に応じて利用期間が異なることと、理由に応じて「求職活動申立書」や「入会要件申立書」等、書類の提出が必要となりますのでご注意ください。

Q6. 土曜日みの勤務ですが、入会できますか。

A6. 就労時間が8時～18時の時間帯であれば入会できます。

勤務日数の制限はありませんが、定員以上の申請があった場合、勤務日数が少ない等については、待機となることがあります。

なお、就労のない日については、できるだけご自宅での保育をお願いします。

児童クラブを利用する理由について

Q7. 出産後に産休に入りますが、利用できますか。

A7. 産前は出産予定日より遡って2ヶ月前の月の初日から、産後は出産日から2ヶ月を経過した月の月末まで利用できます。

提出書類として、入会要件申立書及び母子健康手帳（表紙及び出産予定日のページ）の写しを提出してください。

産後は、母子健康手帳（出生届出済み証明のページ）の写しなど出生日のわかるものの提出が必要です。

Q8. 現在、育休中です。児童クラブに入会はできますか。

A8. 育休期間中は入会することはできません。

ただし、育休明けから就労復帰をされる方は“就労”を理由に、求職活動を開始される方は“求職活動”を理由に入会申請をすることが可能です。

※求職活動を理由に入会する場合、利用許可期間は3ヶ月間となります。

Q9. 現在、就職活動中で、4月から就職の内定をもらっています。就労証明書を提出できませんが、どうしたら良いですか。

A9. 内定の証明がもらえる場合は、その写しを申請書に添付してください。

内定の証明がもらえない場合は、就職活動申立書を提出した上で、就職後に就労証明書を速やかに提出してください。

なお、入会日より3ヶ月以内に提出がない場合は退会となりますので、ご注意ください。

Q10. 現在は13時までの勤務ですが、17時までの勤務に変更になるため、入会申請します。現在の勤務先では、13時までの就労証明書しか提出できませんが、どうしたら良いですか。

A10. 勤務先で就労証明書の空いているスペースに「〇月〇日より勤務時間変更予定（〇時～〇時）」等の記載をいただければ結構です。

この場合、入会後は速やかに就労証明書（変更後の勤務時間が記載されたもの）を提出してください。